

(案)

令和 2 年 2 月 日

保護者の皆様

武蔵野市教育委員会
武蔵野市子ども家庭部

新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、新型コロナウイルス感染症について、流行拡大を防止するため、武蔵野市立学校においても厚生労働省や文部科学省など国の対応を基本としながら対応をしているところです。
保護者の皆様におかれましては、下記の内容について、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 児童・生徒の感染が判明した場合の対応について

学校保健安全法第 20 条に基づき感染拡大防止のため、**児童・生徒に感染が判明した時点で、当該校においては、臨時休業（学級閉鎖・学校閉鎖等）の措置をとります。**また、市立小・中学校で複数の感染者が判明した場合には、他の市立学校においても、臨時休業の措置をとります。

2 感染の疑いのある児童・生徒が判明した場合の対応について

感染の疑いのある児童・生徒が判明した場合も、状況に応じ、臨時休業(学級閉鎖・学校閉鎖等)を行います。

※感染の疑い…中国湖北省および浙江省からの帰国者、湖北省および浙江省在住者や感染者との接触者で 37.5 度以上の発熱および呼吸器症状がある児童・生徒

3 児童・生徒の出欠の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症です。**感染している場合またはその疑いがある場合【37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合】は、治癒するまで「出席停止」といたします(欠席扱いとはなりません)。**また、37.5 度以上の発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせず、自宅で休養してください。その場合も出席停止として取り扱います。

4 感染者である同居の家族などと濃厚接触した場合について

- (1) 児童・生徒が**感染している方**と濃厚接触した場合、必要な期間「出席停止」といたします。症状が出現した場合は、すみやかに裏面「帰国者・接触者相談センター」に電話相談の上、指示に従い、医療機関の受診結果等を学校にご報告ください。
- (2) 児童・生徒が感染の疑いのある方と濃厚接触した場合、出席停止とはしませんが、原則接触した日から 2 週間、学校との連絡を密にさせていただくとともに、朝晩の検温や呼吸器症状の有無を確認するなど、健康観察の徹底をお願いいたします。

5 ご家庭での留意点等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染や疑いのある児童・生徒が判明した場合、臨時休業などについて、学校緊急メール等によりすみやかにお知らせいたします。急なご案内となることもあり得ますが、あらかじめご了承ください。
- (2) 季節性インフルエンザ等一般的な感染症への対策と同様、手洗いや咳エチケットの徹底、マスクの着用などをお願いします。また、お子様の発熱や咳、咽頭痛等の健康観察を徹底していただき、疑わしい症状がある場合はすみやかに学校へご報告ください。
- (3) 保護者様におかれましては、**新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見が生まれぬよう、正しい知識に基づきお子様と接していただきますようお願いいたします。**

(裏面へ)

6 教職員等が感染した場合等の対応について

教職員等が感染または感染の疑いがある場合は、当該教職員等を勤務不可とし、状況に応じ、前記1、2と同様の対応を行います。

7 中国本土(香港、マカオを含む)から帰国したお子様について

(1) 湖北省もしくは浙江省から帰国または両省在住の方と接触がある児童・生徒

- ①帰国日から2週間以内に発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状(以下「症状」という。)がある場合、他の人との接触を避けマスクを着用し、すみやかに以下に記載の「帰国者 接触者相談センター」に電話相談の上、指示に従い、医療機関の受診結果等を学校にご報告ください。
- ②症状がない場合、帰国日から2週間は学校との連絡を密にし、外出を控え、自宅で滞在していただくようお願いいたします。この間、症状が出た場合には、①と同様、相談センターに相談のうえ、医療機関を受診してください。

(2) 湖北省もしくは浙江省を除く中国本土から帰国し、両省在住の方と接触がない児童・生徒

- ①帰国日から2週間以内に症状がある場合、他の人との接触を避け、マスクを着用し、すみやかに近くの医療機関を受診し、結果を学校へ報告していただくことになっています。
- ②症状がない場合、帰国日から2週間は学校との連絡を密にし、健康観察を厳重に行っている間に、症状が出た場合には、①と同様、すみやかに近くの医療機関を受診し、結果を学校へ報告していただくことになっています。

8 学校内での新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組について

①引き続き、以下のことについて指導してまいります。

ア 手洗い・うがいを日常的に行うこと

イ 手洗いは石鹸を用いて最低15秒以上行うことが望ましく、洗った後は、清潔な布等で水を十分に拭き取ること

ウ 人ごみや繁華街への不要不急な外出を控えること

エ 十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つこと

オ 室内の換気に努めること

など

②校内への消毒液の設置と、ドアノブなど手指がよく触れる部分の定期的な消毒を行います。

③3学期中は、**不特定多数が集まる活動**(学校公開など当該校の児童・生徒以外が集まる活動)については、**原則中止**といたします。また、**多くの人数が集まる活動を室内で行う必要がある場合は、手洗いやマスクの着用の徹底、十分な換気**への配慮を学校に指示いたしました。なお、卒業式については、現時点においては、様々な感染防止策を講じた上で実施する予定です。

9 地域子ども館の対応について

地域子ども館事業(あそべえ・学童クラブ)について、前記1、2及び6の状況が発生した場合については、同様の対応をとります。具体的には、1及び2については臨時休業、6については当該支援員の出勤停止とし、状況に応じて臨時休業とします。ご案内については、各こどもクラブ緊急メールにてお知らせします。

10 その他

上記対応は令和2年2月25日時点の国の対応等に基づき決定したものです。今後変更する可能性がありますことをご了承いただき、保護者様におかれましては、学校からの案内を踏まえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する相談は、以下の相談センターで受け付けております。

「帰国者・接触者電話相談センター」

042-362-2334 (東京都多摩府中保健所：平日午前9時から午後5時)